**指宿市再犯防止推進計画**

 【令和７年度～令和１１年度】



令和７年３月

指宿市

目　　次

第１章　計画の策定にあたって

　　１　計画策定の目的　………………………………………………………　１

　　２　計画の位置づけ　………………………………………………………　１

　　３　計画の期間　……………………………………………………………　１

第２章　犯罪情勢等

　　１　国内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の状況　…………　２

　　２　新受刑者中の再入者数及び再入者率　………………………………　２

　　３　県及び本市の状況

　　（１）刑法犯認知件数　……………………………………………………　３

　　（２）刑法犯における窃盗犯の割合　……………………………………　３

　　（３）県下における薬物事犯の検挙状況　………………………………　３

　　（４）本市の課題　…………………………………………………………　４

第３章　計画の基本方針　………………………………………………………　５

第４章　本市における再犯防止の取組　………………………………………　６

資　料　……………………………………………………………………………　９

**第１章 計画の策定にあたって**

**１　計画策定の目的**

犯罪や非行をした者（以下「犯罪をした者等」という。）の中には，貧困や疾病，し癖，厳しい生育環境等，様々な生きづらさを抱え，立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。こうした生きづらさを抱える犯罪をした者等の課題に対応し，その再犯を防止するためには，社会復帰後，地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を実施する必要があります。

国は，再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することなどを目的として，平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「法」という。）を施行し，平成29年12月に「（第一次）再犯防止推進計画」が策定されました。

同法において，都道府県及び市町村は，国の計画を勘案して，再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされており，鹿児島県では，平成31年３月に「鹿児島県再犯防止推進計画」が策定されました。

さらに，令和５年３月には，国における「第二次再犯防止推進計画」が策定され，地方公共団体の主体的かつ積極的な取り組みを促進するとともに，国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすることなどが示されています。

このような状況を踏まえ，本市においても再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより，罪を犯した人や非行のある少年を地域社会から排除・孤立させることなく，再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」誰もが安心して暮らせる社会の実現に寄与するため，「指宿市再犯防止推進計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

**２　計画の位置付け**

　本計画は，法第８条第１項に定める「地方再犯防止推進計画」として策定します。

本計画の対象者は，同法第２条第１項で定める「犯罪をした者等」とします。

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（定義）

第２条　この法律において「犯罪をした者等」とは，犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

**３　計画の期間**

　本計画の期間は，令和７年度から令和１１年度までの５年間とし，社会情勢の変化や国の政策の展開状況等を踏まえ，必要に応じて見直しを行います。

**第２章　犯罪情勢等**

**１　国内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の状況**

　　刑法犯検挙者中の再犯者数は，2007年（平成19年）以降減少傾向にありましたが，2023年（令和5年）には86,099人と増加に転じています。

　　刑法犯再犯者率は，初犯者数が減少していることもあり，1997年（平成9年）以降上昇傾向にありましたが，2021年（令和3年）以降は減少に転じ，2023年(令和5年)は，47.0％と前年（47.9％）よりも0.9％ポイント減少しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　次 | 刑法犯検挙者数 |  |
| 再犯者数 | 再犯者率 |
| 令和元年 | 192,607  | 93,967  | 48.8  |
| 令和２年 | 182,582  | 89,667  | 49.1  |
| 令和３年 | 175,041  | 85,032  | 48.6  |
| 令和４年 | 169,409 | 81,183 | 47.9 |
| 令和５年 | 183,269  | 86,099  | 47.0 |

（法務省・再犯防止に関する統計データより）

**２　新受刑者中の再入者数及び再入者率**

　　新受刑者中の再入者数は，刑法犯検挙者中の再犯者数と同様，近年減少傾向にあり，2023年（令和5年）は7,748人で，再入者率は55.0％と前年（56.6％）よりも1.6ポイント減少しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　次 | 新受刑者数 |  |
| 再入者数 | 再入者率 |
| 令和元年 | 17,464  | 10,187  | 58.3  |
| 令和２年 | 16,620  | 9,640  | 58.0  |
| 令和３年 | 16,152  | 9,203  | 57.0  |
| 令和４年 | 14,460  | 8,180  | 56.6  |
| 令和5年 | 14,085  | 7,748  | 55.0  |

（法務省・再犯防止に関する統計データより）

注　１　「新受給者」は，裁判が確定し，その執行を受けるため，各年中に新たに入所した受刑者などをいう。

　　２　「再入者」は，受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。

**３　県及び本市の状況**

（１）刑法犯認知件数

　　　過去５年間における鹿児島県内の刑法犯認知件数は，平成30年の6,704件から令和３年の4,641件まで減少傾向にありましたが，令和４年から増加に転じ，令和５年は，6,677件と前年（5,113件）よりも1,564件と増加しています。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 刑法犯認知件数 | 令和元年 | 令和２年 | 令和３年 | 令和４年 | 令和５年 |
| 県内 | 5,776 | 5,113 | 4,641 | 5,113 | 6,677 |
| 指宿市内 | 89 | 68 | 101 | 93 | 149 |

（鹿児島県警察本部HP「市町村別の犯罪発生実態」より）

（２）刑法犯における窃盗犯の割合

　　　過去３年間における刑法犯のうち，最も多いのが窃盗犯で，内容別の割合では，万引き，自転車盗，車上狙いが多い状況となっています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 県内 | 市内 |
| 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
| 刑法犯 | 4,641 | 5,113 | 6,677 | 101 | 93 | 149 |
|  | うち窃盗犯 | 3,200 | 3,411 | 4,248 | 64 | 47 | 86 |
|  | 住宅対象侵入盗 | 208 | 166 | 259 | 6 | 1 | 4 |
| オートバイ盗 | 34 | 31 | 79 | 0 | 0 | 0 |
| 自転車盗 | 701 | 810 | 1,122 | 6 | 8 | 8 |
| 車上狙い | 280 | 288 | 243 | 5 | 3 | 10 |
| 万引き | 782 | 895 | 961 | 22 | 15 | 14 |
| その他 | 1,195 | 1,221 | 1,584 | 25 | 20 | 50 |

（鹿児島県警察本部HP「市町村別の犯罪発生実態」より）

（３）県下における薬物事犯の検挙状況

　　　令和５年中の特徴的傾向として，大麻事犯検挙者は若年層の占める割合が高くなっています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 令和４年 | 令和５年 |
| 人員 | 押収量 | 人員 | 押収量 |
| 内訳 | 覚醒剤事犯 | 25 | 　1,738gと2錠　 | 13 | 4.330gと3.3cc |
| 大麻事犯 | 35 | 301.664gと10本 | 39 | 1,004,507gと0本 |
| 麻薬及び向精神薬事犯 | 3 | 0gと1錠 | 4 | 0gと0錠 |

（鹿児島県警察本部HP「薬物事犯検挙状況」より）

（４）本市の課題

　　　指宿市においては，平成30年８月に指宿保護区保護司会の活動拠点として更生保護サポートセンターを開設し，指宿保護区保護司会が犯罪や非行をした人に対して行う個別支援や市民に理解を深めてもらうための啓発活動（社会を明るくする運動）などへの支援を行ってきました。

　　　しかしながら，出所後における就労や住宅の確保など課題も多く，再犯防止に向けてのきめ細やかな支援を実現するため，地域への理解とともに関係機関・団体や民間事業者等との支援体制づくりが必要となっています。

【参考】

●国の再犯防止計画　重点課題

　①　就労・住居の確保等

　②　保健医療・福祉サービスの利用の促進等

　③　学校等と連携した修学支援の実施等

　④　犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

　⑤　民間協力者の活動の促進等

　⑥　地域による包摂の推進

　⑦　再犯防止に向けた基盤の整備等

●鹿児島県再犯防止計画　重点課題

　①　国・市町村・民間団体等との連携強化

　②　就労・住居の確保

　③　保健医療・福祉サービスの利用の促進

　④　非行の防止と，学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施

　⑤　民間協力者の活動の促進，広報・啓発活動の推進

**第３章　計画の基本方針**

　本市では，国・県の再犯防止推進計画に基づき，以下の５つの基本方針を定め，犯罪や非行をした人が地域社会で孤立することなく，再び社会を構成する一員となることにより再犯を防止し，安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す取り組みを推進していきます。

**１　国・県・民間団体等との連携強化**

**２　就労・住居の確保**

**３　保健医療・福祉サービスの利用の促進**

**４　非行の防止と関係機関と連携した就学支援の実現**

**５　民間協力者の活動の促進，広報・啓発活動の推進**

【国の第二次再犯防止推進計画に設定されている５つの基本方針】

　①　犯罪をした者等が，多様化が進む社会において孤立することなく，再び社会を構成する一員となることができるよう，あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け，関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ，地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し，再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。

　②　犯罪をした者等が，その特性に応じ，刑事司法手続のあらゆる段階において，切れ目なく，再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。

　③　再犯の防止等に関する施策は，生命を奪われる，身体的・精神的苦痛を負わされる，あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え，それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに，犯罪をした者等が，犯罪の責任等を自覚し，犯罪被害者の心情等を理解し，自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。

　④　再犯の防止等に関する施策は，犯罪及び非行の実態，効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ，必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い，社会情勢等に応じた効果的なものとすること。

　⑤　国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し，更生の意欲を有する犯罪をした者等が，責任ある社会の構成員として受け入れられるよう，再犯の防止等に関する取り組みを，分かりやすく効果的に広報するなどして，広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

**第４章　本市における再犯防止の取組**

　犯罪をした者等の中には，安定した仕事や住居がない者，薬物やアルコール等への依存のある者，高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在します。そのような者等の再犯を防止するために，本市では各関係機関との連携を強化するとともに，地域の理解や再犯防止に対する意識の醸成を図ります。

**（１）国・県・民間団体等との連携強化**

　　　鹿児島県保護観察所，鹿児島地方検察庁，更生保護施設等，県地域生活定着支援センターなどの県機関をはじめ，指宿保護区保護司会や協力雇用主などと情報交換・情報共有を行うなど連携を強化します。

**（２）就労・住居の確保のための取組**

　　　保護観察対象者に対して，ハローワーク等の関係機関と連携した就労支援を行うとともに，生活困窮者自立支援制度の活用と協力雇用主の開拓により対象者の特性に応じた就労確保の取り組みを行います。また，援護事業における住居確保給付金の支給や市営住宅の情報提供など就労・住居を確保するための取り組みを推進します。

**（３）保健医療・福祉サービスの利用の促進**

　　　支援を必要とする人に対して，高齢者や障害者に対する各種福祉サービス事業や援護事業における生活困窮者自立支援事業等を適切に提供するため，指宿保護区保護司会，指宿地区更生保護女性会，指宿市民生委員・児童委員協議会連合会，指宿市社会福祉協議会，地域包括支援センター等と連携を図って，相談支援や情報提供の充実を図ります。

**（４）非行の防止と関係機関と連携した就学支援の実現**

　　　民生委員・児童委員による見守り活動，少年育成センター補導委員による街頭補導や地域パトロール活動，スクールソーシャルワーカーや家庭児童相談員による相談活動など，児童生徒に対する非行の未然防止に対する取り組みをはじめ，不登校児童生徒に対する教育支援センターでの支援やひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもに対する学習・生活支援事業を推進し，社会的自立への支援に取り組みます。

**（５）民間協力者の活動の促進，広報・啓発活動の推進**

　　　指宿保護区保護司会が行う更生保護事業の周知活動である「社会を明るくする運動」に関する理解促進を図るとともに，指宿地区更生保護女性会などの民間ボランティア活動を支援し，広報・啓発活動の取り組みを推進します。

　　　また，保護観察対象者が一日も早く地域コミュニティの一員として安心して生活できるように地域で行っているボランティア活動(子ども食堂)にも参加できるよう支援に取り組みます。

再犯防止に関する施策

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業・取組 | 内　　　容 | 所管課・関係機関 |
| 生活困窮者自立支援事業 | 生活保護受給者以外の生活困窮者等に対し，相談支援，就労支援等の必要な支援を行う。①自立相談支援事業②住居確保給付金事業③生活困窮世帯等の子どもに対する学習・生活支援事業（～令和６年度） | 地域福祉課（援護係） |
| 家庭児童相談事業 | 家庭における児童の健全な養育を推進するため，家庭児童相談室を設置し，相談指導を実施する。 | 地域福祉課（こども相談係） |
| 婦人保護事業 | 要保護女子の発見，身上・生活上の相談，必要な助言指導により更生と援護を実施する。 | 地域福祉課（こども相談係） |
| 児童保護措置事業 | 配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子，及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに，自立の促進のために生活を支援する。 | 地域福祉課（こども相談係） |
| こどもの生活・学習支援事業 | ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが抱える特有の課題に対応し，貧困の連鎖を防止する観点から，ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもに対し，悩み相談を行いつつ，基本的な生活習慣の習得支援や学習支援等を実施する。（令和７年度～） | 地域福祉課（こども相談係） |
| 自立支援給付事業(障害福祉サービス給付) | 障害者個々の心身の状況やサービス利用の意向，家庭の状況や意向等を踏まえたサービス等の利用計画案の作成など適切なサービスの給付を行う。 | 地域福祉課（障害福祉係） |
| 地域生活支援事業 | 障害者（児）が，その有する能力や適性に応じ，自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障害者相談支援事業等の各種の事業を行う。 | 地域福祉課（障害福祉係） |
| 心配ごと専門相談事業 | 高齢者等の専門的な相談に応じるため相談窓口を設置し，問題解決に努める。 | 長寿支援課（高齢者福祉係） |
| 養護老人ホーム入所事業 | 環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を施設へ措置する。 | 長寿支援課（高齢者福祉係） |
| 地域見守りネットワーク支援事業 | 地域全体で支え合うネットワークを構築し，ねたきり，独居高齢者等の要援護者宅を訪問して声かけ安否確認を行う。 | 長寿支援課（高齢者福祉係） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業・取組 | 内　　　容 | 所管課・関係機関 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 認知症等の理由により判断能力が十分でない高齢者の財産管理や契約等を本人に代わって支援する後見人等の報酬費用を助成する。 | 長寿支援課（高齢者支援係） |
| 教育支援センター | 不登校児童生徒の集団生活への適応，情緒の安定，基本的生活習慣の改善等のための相談や支援を行う施設。学校への復帰や社会的自立を目指した支援を行う。 | 教育委員会（学校教育課） |
| スクール・ソーシャル・ワーカー（SSW） | 児童生徒の生徒指導上の課題に対応するため，社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて，福祉等関係機関との連携により，児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う。 　　　　 | 教育委員会（学校教育課） |
| 社会を明るくする運動の推進と再犯防止に関する啓発 | 社会を明るくする運動として，７月の強調月間を主にメッセージ伝達式，啓発キャンペーン，市広報誌や広報車等を活用した広報・啓発活動等を行い，犯罪や非行を防止し，立ち直りを支える地域づくりを進める。 | 地域福祉課(社会福祉係) |

資　料

関係機関等

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関等 | 概　　要 |
| 保護観察所 | 犯罪をした人または非行のある少年が，社会の中で更生するように，保護観察官及び保護司による指導と支援を行っています。 |
| 地方検察庁 | 起訴猶予等により釈放する被疑者・被告人について，福祉的支援が必要と考えられる場合，保護観察所，地方自治体，地域生活定着支援センター等の関係機関と連携し，更生保護施設や福祉施設等への入所，福祉サービスの利用等につなげる取り組みを行っています。 |
| 更生保護施設 | 矯正施設から出所・出院した人や保護観察中の人で，身寄りがなく，帰るべき住居がないことや，現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で，直ちに自立更生することが困難な人に対して，一定期間，宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。宿泊場所や食事の提供を行うだけでなく，保護している期間，必要な支援などを行い，自立を援助することで，その再犯や再非行の防止に貢献しています。 |
| 地域生活定着支援センター | 保護観察所と協働して，矯正施設等に入所している高齢者や障がいのある方で，出所しても自立した生活を送ることが困難な方々に対し，矯正施設を出所後，すぐに自立した生活ができるよう，福祉サービス等へ繋ぐ支援を行ない，再び罪を犯すことなく地域で生活できるよう支援を行っています。 |
| 保護区保護司会 | 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで，民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし，保護観察官と協働して保護観察に当たるほか，犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき，スムーズに社会生活を営めるよう，釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。 |
| 更生保護女性会 | 更生保護への理解と協力を得るための運動を展開しつつ，広く社会の方々に更生保護の心を伝え，地域に更生保護の土壌を創りあげるために活動しています。 |
| 社会福祉協議会 | 高齢者をはじめ市民の方々の様々な相談に応じ，問題解決に向けた必要な助言をしたり，経済的自立と生活意欲の助長促進，住宅福祉の促進を図り，安定した生活を送れるよう支援を行っています。 |
| 民生委員・児童委員協議会 | 厚生労働大臣から委嘱され，それぞれの地域において住民の立場に立って見守りや相談・支援等を行う方で，支援が必要な方の発見や相談に応じる活動を行っています。 |
| 協力雇用主 | 犯罪をした人などの自立及び社会復帰に協力することを目的として，犯罪をした人などを雇用しています。 |



